

議案第2号

木津川市企業立地促進条例の一部改正について

木津川市企業立地促進条例（平成24年木津川市条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

市内への企業の立地を促進し、もって地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とする本条例について、その失効期限を5年間延長するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市企業立地促進条例の一部を改正する条例（案）

木津川市企業立地促進条例（平成24年木津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第2号）

木津川市企業立地促進条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附則	附則
1・2（略）	1・2（略）
（失効）	（失効）
3 この条例は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	3 この条例は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
4・5（略）	4・5（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第2号 木津川市企業立地促進条例の一部改正について	
担 当 課	観光商工課 ビジネス推進係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	市内への企業誘致活動に係るインセンティブとして効果的である制度を延長し、引き続き、企業立地の促進による地域経済の活性化及び雇用の創出を図るものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課により条例改正のための内容確認や論点・課題・方向性などについて、検討を実施。 ・京都府の補助制度の動向（同様に期限延長予定）など、関連情報の収集を実施。 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	基本方針4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり
	政策分野	政策分野9 産業・雇用
	施策	施策② 商工業
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(※)	
	※助成金の額については、対象となる企業が立地した後(対象固定資産税課税の翌年から3年度間など)となるため、見込み不能。	
将来にわたる効果及び経費の状況	条例改正(期限延長)により、引き続き、市内に残存する事業用地への企業誘致の促進が図れます。 市税の確保や市民の雇用促進、地域活性化が図れます。	